

生涯学習の動向と社会的背景

山 田 誠

(社 会 教 育)

(平成13年10月25日受理)

Lifelong Learning in present-day Japan

Makoto YAMADA

はじめに

「生涯学習」という用語は、今日我が国では、広く、一般的に使用されるようになってきている。にもかかわらず、この語の意味内容については、必ずしも社会において一定の共通認識や定まった定義を持つには至っていない部分がある。この語の日常的な使用においては特に、かなり曖昧に使われているようだ。たしかに、非常に多義的な概念であるようにも思われる。また、この概念の、そう単純明快には捉えきれない難しさは、「学習」という概念自体にそういう面があるということとも関連していよう。

本稿では、この問題そのものについての詳細な検討は行えない¹⁾。しかし、「生涯学習」という概念は、学校教育、社会教育、家庭教育、企業内教育訓練、余暇活動等のそれぞれにおける学習、また、集合学習のみならず個人学習も、意図的学習に加えて偶発的学習や付随的学習も、さらに、子ども期の学習から成人期・高齢期の学習まで、人びとの生涯にわたるあらゆる学習をトータルに含み込むものであり、人間の学習を個々バラバラではなく総体として捉えることを要請する、固有の意義を持つ概念であるといえるのではなかろうか²⁾。

「生涯学習」の概念について、赤尾は、「生涯学習とは人びとが生涯にわたって学ぶことを意味するが、そうした営みをどのようにして公的に支援していくかが問われている。また、人びとは教育にかかわりなく学ぶこともできる。そうした意味で、生涯学習とは、人間の一生のなかで出会う教育を含めたさまざまな経験のなかで培われる人間形成と密接にかかわる概念である。」(下線による強調は引用者)とする³⁾。こうした指摘に示唆を得つつ、筆者は、生涯学習とは、人生のさまざまな時と場における経験や学習活動から学び、身に付けた知識や技能、態度等を、生きることのなかに活かし、また、生きることのなかで問い返ししながら、一個の人格を持った人間として自己を高めていく、言うなれば、生きることと学ぶことを統合していく生涯にわたる持続的な営み、と捉えることができないだろうかと考える。もちろん、非常に

恣意的かつ粗雑な解釈であり、ごちない表現であることを自覚している。また、これは、定義というような性質のものではないし、問題点や検討の余地は大いにある。

しかし、ここで仮に生涯学習のこうした捉え方に基づいて考えてみることを許されるならば、今日の社会における私たちの生涯学習の状況を、どのように見ることができるであろうか。

私たちは、個人として、家庭や地域社会の一員として、職業人として、あるいは市民としての自らの地位や役割、今この時代における社会状況や社会構造等に規定されつつ生きており、そして学んでいる。ところが、現代のように加速する変化と高度化する複雑さ、そして地球規模化しつつ日常の身近にまで浸透しているさまざまな危険に取り囲まれた社会のなかで、人びとの生涯学習の状況はいかにあるだろうか。上記のようなそれぞれの役割において、あるいは、ある役割と他の役割との間において、果たして生きることと学ぶこととを統合しうる方向に向かっているだろうか。さらに、それが、一個の人格を持った個人としての発達に結びついていっているだろうか。いや、今日、生きることと学ぶこととの間に乖離や矛盾が生じたり、人格的発達を可能とするような統合が難しくなっているのではないか。また、上述のような時代状況であればこそ、私たちは、共に学び、共に生きることに向け取り組むことが一層求められているといえよう。今、この面ではどうだろう。一方、こうした視点から、生涯学習の支援の面では現状をどう見ればよいだろうか。

以下、本稿では、こうした問題関心のもと、生涯学習の現状や今日的動向とその社会的背景について、若干の考察を試みたい。

1 生涯学習のあり方をめぐって

生涯学習の現状を検討するにあたり、さらにここで、生涯学習のめざすべきあり方をめぐる国際的なレベルでの議論の成果に目を向けることで、何らかの具体的な視点を持つことができればと思う。

1985年の第4回ユネスコ国際成人教育会議における「学習権宣言」は、「学習権はたんなる経済発展の手段ではない。それは基本的権利の一つとしてとらえられなければならない。学習活動はあらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人々を、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体にかえていくものである。」と主張した。1997年の第5回ユネスコ国際成人教育会議における「成人の学習に関するハンプルク宣言」では、「成人の学習は主体性をつくり、人生に意味を与えることができる。」「生涯にわたる過程であると考えられている青年・成人教育の目的は次のとおりである。すなわちそれは、人びとと地域社会の自律性及び責任感を発達させることであり、また経済・文化・社会全体のなかで生じている変化に対処する能力を強化することであり、さらに、共生、寛容、そして情報に通じ、しかも積極的な参加を創造することである。つまり簡潔に言えば、それは、人びとと地域社会が、挑戦に立ちあがるために、自分たちの運命と社会を統御することができるようにするということである。」とされている。(両宣言とも、『解説教育六法2001 平成13年度版』(三省堂)所収)

また、1996年に刊行されたユネスコ「21世紀教育国際委員会」報告書『学習：秘められた宝』(天城 勲監訳、ぎょうせい、1997年)においては、生涯を通じた学習のための4本柱として、知識獲得の手だてそのものを習得することであり、また、いかに学ぶかを学ぶことであ

る「知ることを学ぶ」、職業訓練をはじめ、自らの置かれた環境の中で創造的に行動するための「為すことを学ぶ」となると、他者を理解し、共通の目的のために社会のすべての営みに参画し協力するために「(他者と)共に生きることを学ぶ」ことや、とりわけ、教育を特定の目的(知識や資格、あるいは経済的な可能性の向上など)の達成手段としてとらえるのみならず、教育は個人の全面的な発達、すなわち精神、肉体、知性、感性、美的感覚、責任感、倫理観のすべての発達に寄与するべきだという基本原則のもと、人生のあらゆる場面において、自らが信じる方法によって自らの行為を決定できるように、自主的で批判的な思考発達を遂げ、独自の判断力を構築するための「人間として生きることを学ぶ」ことを重視している。

これらの宣言や報告に確認された学習活動及びそれを支援する教育活動の目的やあり方が、今日我が国の生涯学習をめぐる実態のなかに、実現されているであろうか。生涯学習は、人びとを、全人格的な発達のもとに主体化、自律化し、社会に参画させ、人間として、他者と共に生きることへと向かわせているだろうか。

2 生涯学習の動向とその背景

2001年度の社会人大学院生は、博士課程を含めると前年度より4千人増えて、3万人弱にのぼり、全大学院生のうち、14%近くを占めるまでになった(『社説(社会人大学院)』『朝日新聞』朝刊、2001年9月5日)⁴⁾。高等教育へのアクセスの拡大という面では、夜間大学院や昼夜開講制、科目等履修生制度、通信制大学院、専門大学院や大学院修士課程1年制コース及び長期在学コースなどの他、入試制度においても、大学や大学院の社会人入試(社会人特別選抜制度)が広がるなか、社会人のための予備校が大はやりだという(『朝日新聞』(東京)・夕刊、2001年6月11日)。また、信州大学では、平成13年度後期から、全学で約二千ある授業科目のうち実験などを除き、原則として全授業を一授業(後期十五週間)8800円で、いわば生涯学習の場として一般公開する(『信濃毎日新聞』朝刊、2001年6月15日。原則全授業を開放対象とするのは、国立大学で初めてという)。

こうした動向は、生涯学習社会ともいわれる今日において、初期教育を経て成人後、就労後も人びとの学習ニーズは高まりを見せ、しかも、多様化し、高度化・専門化してきていること、そして、近年では学校教育、とりわけ高等教育の領域において生涯学習化あるいはリカレント学習化が進展しつつあることの現れでもあろう。一方では、資格や専門的知識を身に付けたい社会人がおり、他方では、教養を高めるための生涯学習を望む主婦や定年後の人など中高年者も少なくない。そこには、資格・専門志向と並んで、純粹に「もう一度学びたい」という人びとの強い思いも存在している。

しかし、ここで、成人・社会人の学びをめぐるこのような動きの社会的背景について、次のような指摘に注目する必要がある。すなわち、上記の社会人大学院生の増加傾向に関して、「志願者側では、年功序列制が崩れたり、リストラの不安にさらされたりして、実力を磨かねばとの思いが切実になってきた。大学側にとっては、学生が減る少子化時代を迎えて、知名度を高める必要がある。どちらも自衛の側面が強い。」(前掲「社説」『朝日新聞』。強調点は引用者)という捉え方である。

「右肩上がり」の経済成長、社会経済の豊かさを背景に、また、様々な生涯学習推進施策が講じられるなかで、(少なくとも量的には)上昇を続けてきた生涯学習の実施状況も、あるい

は長引く不況のためか、近年、ことによると変化の兆しが見られるようである⁵⁾。上記の指摘における志願者側の事情については、すべての社会人の志望動機がそうであるとはいえないにしても、かつての国や社会の成長・発展期に顕著に見られるような、生活の向上や社会的上昇のための学習や、一頃の経済的ゆとりや余暇時間の増加を背景とする、学問的知識や教養に心の豊かさを得、人間的に自己を高めるための学習から、厳しい競争的環境のなかで自らの位置を確保し、自己を守るための学習へのシフトが、現在、かなり広まりつつあるのではなかろうか。特に、職業関連の資格や専門的な学習を志向する社会人・職業人においては、後者のような方向性での学習動機の占める割合が増加しつつあると考えられる。

そこには、企業における人材養成、職業能力開発や雇用環境の変化がある。急速に進展する技術革新に対応して、絶えず新たな職業技術や知識を身に付けていくことが求められる。そのため職業教育訓練は、従来日本企業では終身雇用制のもと、他企業への社員の移動も少なく、主として企業内教育として取り組まれてきた。ところが、グローバル化する企業間の競争の激化と技術革新のさらなる加速にともない、欧米型の形態へと雇用システムの大きな転換が図られ、労働力の流動化がすすみ、派遣社員や契約社員も増加する。競争に勝つため、企業は、必要とする知識・技術を持った社員を育てるのではなく、今すぐその業務をこなせる人材を社外から採用し、逆に、必要性を失った「社内余剰人員」は外に放出しようとする。そうになると、生き残りのためには、労働力としての自己の商品価値を高めるための能力開発や、能力証明としての資格取得に自ら取り組んでゆかねばならない。しかし、職業能力を身に付けるための機会には、企業内には十分用意されず、むしろ企業外にその機会を求めねばならないことが多くなる。そこで、民間事業としての職業教育のみならず、国や公共団体が、経済発展のため、また構造改革のためのセーフティネットとして、大学や専修学校等での社会人キャリアアップの推進など職業能力開発の機会を準備するとともに、社会人学習者ならびに大学進学や研修で従業員に長期休暇等を与えた企業に対する助成等の公的支援を行っている。

この関連で、1998年12月1日から実施されている教育訓練給付制度（厚生労働大臣が指定する一定の教育訓練を受講した場合に、それに要した費用の一部を支給する制度）が、1999年6月に、①大学院等の高等教育機関で行われるコース登録制、②夜間大学院、③昼夜開講制大学院、④通信制大学院にも適用されることになった⁶⁾。これにより、この制度は、高等教育機関における職業人の、より高度な能力開発やキャリアアップ推進のための公的補助による支援という側面を強めつつあるかもしれない。とはいえ、基本的にこの制度は、雇用の安定と再就職の促進が目的であり⁷⁾、終身雇用の崩壊や労働力の流動化が進み、また、企業倒産やリストラによる失業の危険など「雇用が危ない」といわれる状況（ついに失業率が5%台、すなわち20人に1人という数値に達した）のなかで、競争を勝ち抜き、生き残っていくための、あるいは再就職のための能力開発や資格取得といった労働者の自助努力の奨励、まさに上記の「自衛」の勧奨ともいべき機能を担っているといえよう。

一方、今日、教育の世界にも「市場」と「競争」の原理が、「規制緩和」「地方分権化」「民営化」の推進、あるいは「自由な選択」「自己決定」「自己責任」の強調などとともに、導入されつつある。大学も、18歳人口が減少するなか、さまざまな新たなサービスを提供して存在意義や個性を強く社会にアピールし、非伝統型の学生としての社会人を含めて顧客を獲得していかねば、その存続が危ぶまれるような状況に直面している。たしかに、社会人学生の受け入れにより、社会人の実務経験に基づく目的意識や学習意欲の高さが若い伝統型の学生に刺激とな

ることや、大学の教育研究活動を活性化することが期待されてもいる。しかし、成人学習者としての特質を踏まえた学習支援のあり方に関する研究・開発や受け入れ態勢の充実、送り出す職場との連携等の条件整備が十分伴わなければ、受け入れ数のみ増加させても、結果的に社会人学生の不満や失望を招いてしまうような場合もありえよう。

このように、今日、社会人学生も、また、大学等の教育機関も、上記のごとく「自衛」すなわち「自力で自分を防衛すること」(『広辞苑(第五版)』岩波書店)の必要性が強調される社会・経済的状況のもとにおかれている。これは、今日の我が国における生涯学習活動において、特に最近政策的にも一段と重視されつつある領域の性質を表しているのである⁸⁾。

まとめにかえて

我が国における生涯学習の最近の動向のひとつとして、社会人の大学等における職業能力開発についてみてきた。職業教育訓練は、先にふれたユネスコ「21世紀教育国際委員会」報告書における4本柱のひとつ、「為すことを学ぶ」という意味でも重要な学習の機会であり、職業の面での自己実現にもかかわるものであろう。なお、社会人の大学・大学院への入学について、厳しい経済状況がその背景にあることも事実ながら、一方、現在、「理由として一番多いのは“自分らしく生きたい”という意見」であるとの見方もあり(社会人入学の情報を提供する大学入学情報図書館「RENA」代表安井美鈴氏のコメント。山田桂子「これが知りたい：「社会人学生」その展望は？」『産経新聞』(大阪)・朝刊，2001年9月1日)、学習者側の思惑も一概には捉えきれない面があるのかもしれない。その意味でも、さらに詳細な実態の把握・分析が、施策の展開とともに継続的に行われる必要がある。

しかし、今後の社会経済の状況次第では、この関連での学習活動が、生き残りのための「自衛」という色彩を、今以上に、ますます強めて行くことも十分予想される。市場原理に基づく競争的、流動的な雇用環境において、自己責任を原則として自助努力を求められるとき、人びとは個人として分断され、個別化されていく可能性も高い。その際、学習の面でも、私事として個別的な性質が強められ、共同性が失われていくのではないか。であればこそ、今後の施策においては、この面での「知ることを学ぶ」こと、「為すことを学ぶ」ことの重視とともに、「(他者と)共に生きることを学ぶ」取り組みが一層重要となり、さらには、常に「人間として生きることを学ぶ」ことが追求されねばならない。他者と共に、人間として自己を振り返り、また、社会のあり方、労働のあり方そのものを問い直せるような学習の機会が確保される必要もあるだろう。こうしたことが、真に「生きることと学ぶことの統合」を図っていくために、不可欠であるように思われる。

さらに、大学をはじめ学習機会の提供者側のあり方に関して、生涯学習概念の導入と生涯学習推進施策の進展がもたらす次のような影響にも留意する必要がある。

『生涯学習』は、正確に定義すれば、専門用語あるいは法律用語というより、むしろ新たなパラダイムを意味する文化的な用語である。提供者によって押しつけられた『教育』という観念から、個人化された学習への転換を表しており、20世紀における広範な個人主義化の過程の一部である。個人の学習経験がますます強調されることにより、教育提供者の責任が低減している。⁹⁾

この面でも、いかなる学習活動が、そこで実現されうるのかが問われている。

<注>

- 1) この関連では、岡本 薫が「生涯学習」の概念整理を行い、それをもとに行政の役割等について検討している(岡本 薫『行政関係者のための 新版 入門・生涯学習政策』(財全日本社会教育連合会, 1996年)。
- 2) もちろん、実際には、正規の学校教育は生涯学習には含まれないとする捉え方や、生涯学習を自発的意思に基づくものに限定する考え方も見られるようだ。ちなみに、イギリスにおける「生涯学習 (lifelong learning)」という用語について、R. フィールドハウス (Roger Fieldhouse) は、「この用語は、どちらかといえば、ゆるやかに、家庭教育、コミュニティ教育、伝統的成人教育、継続補習高等教育さらに継続性のある専門的職業的能力開発を含みつつ、義務教育後の教育の全形態をカバーするものとして用いられている。」と解説している (パオロ・フェデリギー編、佐藤一子・三輪建二監訳『国際生涯学習キーワード事典』東洋館出版社, 2001年, 38頁。強調点は引用者)。また、「偶発的学習」について、岡本は、「日本ではこれも『生涯学習』の概念に含めつつ行政の対象外としているのに対して、他の先進諸国の行政関係者は、初めから『生涯学習』の概念に含めていない」としている(岡本, 前掲書, 23頁)。このように、「生涯学習」の捉え方には、現状において、人により、国により、一様ではない部分がある。また、理想的には、「生涯学習」が「マスター・コンセプト」として「あらゆる学習を包括する概念」であると見なされても、現実には、対応する行政組織の枠組みなどの面で、整合性に欠ける場合も多い。

なお、赤尾が、生涯学習研究のあり方との関連で、「生涯学習理論は言うまでもなく、学校教育と社会教育の双方における学習を対象としている」にもかかわらず、これまで日本では、「学校教育研究において発展してきた学習理論と生涯学習理論との架橋ができていない。縦割り行政のように、学校教育研究者と社会教育研究者との仕事の共有がなされていない。改めて、生涯学習の理論を人間が生涯を通して学ぶという文脈に位置づける必要があろう。」と指摘するとともに、「既存の教育学においては、あらゆる学習に教育が対応しているわけではないにもかかわらず、学習概念が教育主義的な包摂によって、その豊穡さを減じられている。学習というランダムな方向性に関わり偶然によっても左右される営みが、教育という目的規範性を帯びた営みによって分断・整序されていく機制そのものが問われなければならない。」と述べていることに着目したい(赤尾勝己「生涯学習理論の革新—成人教育学研究からの示唆—」状況出版編集部編『教育の可能性を読む』状況出版, 2001年, 87-88頁)。後半部の趣旨に関しては、P. ジャーヴィス (Peter Jarvis) が、「教育は学習の制度化 (institutionalization) である」、「制度化とは、個人の行動がより広範な社会構造の内部で次第にパターン化され、標準化され、類型化されていく過程である」

(Jarvis, P., *Sociological Perspectives on Lifelong Education and Lifelong Learning*, University of Georgia, Department of Adult Education, 1986, p.8) と捉え、また、池田秀男が、「教育とは学習の社会的水路づけ」(池田秀男「生涯教育と生涯学習」日本生涯教育学会編『生涯学習事典(増補版)』東京書籍, 1992年, 14頁) であるとしていることも踏まえ、学習の展開可能性が、どのような教育(という働きかけ)のもとで、どのように制限され、また誘導、促進されるのかを詳細に解明していくこと、併せて教育という営みの持つ可能性と限界、「解放性」と「抑圧性」とを深く認識することが求められるのではなかろうか。

- 3) 赤尾勝己「第1章 生涯学習の理念と理論」有吉英樹・小池源吾編『生涯学習の基礎と展開』コレール社, 1998年, 14頁。
- 4) 「平成13年度 学校基本調査速報」(2001年8月)によれば、大学院在学者数は21万6千人(前年度より1万1千人増加)で過去最高となり、このうち社会人(経常的な収入を目的とする仕事に就いている者。ただし、企業等を退職した者及び主婦なども含む。)は2万9千人(前年度より4千人増加)で、その占める比率は13.5%(前年度より1.4ポイント上昇)である(文部科学省ホームページを参照)。
- 5) 例えば、総理府広報室「生涯学習に関する世論調査」でも、「生涯学習」という言葉を「聞いたことがある」と答えた人の割合は、1988年調査では58.0%、92年調査64.5%、99年調査74.0%と増加し、言葉の周知度は深まってきているものの、一方、最近1年くらいの間に「生涯学習」(この調査では、「一人一人が、自分の人生を楽しく豊かにするために、生涯のいろいろな時期に、自分から進んで行う学習やスポーツ、文化活動、ボランティア活動、趣味などのさまざまな活動のことをいいます。」と説明)をしたことがある人の割合は、88年40.1%、92年47.6%と増加傾向であったのが、99年調査では44.8%と、一転して2.8ポイント減となった。(総理府広報室編『月刊世論調査』2000年8月号、及び「生涯学習にも不況の

影?』『山陽新聞』朝刊, 2000年3月26日.)

- 6) 文部省編『我が国の文教施策(平成12年度)』2000年, 39頁.
- 7) 教育訓練給付制度とは, 働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し, 雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の新しい給付制度であり, 一定の条件(支給要件期間が5年以上)を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)または一般被保険者であった人(離職後1年以内)が, 厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講し修了した場合, 本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の80%に相当する額(上限30万円)をハローワーク(公共職業安定所)から支給する制度である(厚生労働省ホームページ「教育訓練給付の支給申請手続について—支給を受けようとするみなさんへ」及び, 吉田正敏『勉強したい会社員のための教育訓練給付金早わかり』税務研究会出版局, 1999年参照).
- 8) このように, 今日, 社会経済状況からの要請として, とりわけ高等教育段階における職業教育分野での能力開発支援等に重点が置かれつつあるとはいえ, もちろんこれが生涯学習をめぐる施策のすべてではない. 従来同様, ある意味では生涯学習の「定番」ともいえる趣味や健康・スポーツなどの領域の学習機会の提供も幅広く行われている. これについて, 上杉は, 次のように述べる. 「(1972年に刊行されたユネスコ教育開発国際委員会のいわゆるフォール報告書が提唱した「人間であるための学習(learning to be)」を重視する)学習社会という言葉が用いられている以上, 学習それ自体を楽しむことも決して軽視されてはいない. 学習と遊びを重ねあわせることが, 自治体の生涯学習政策などで見かけることが多い. 地位上昇につながる教育に限りがあることから, このような学習への誘導が必要であるし, 消費社会にあって, 学習も商品としての価値を増し, 消費としての学習が頻繁に行われるようになる. 女性の十分な社会参画が阻まれているとき, また高齢社会が広がるとき, この種の学習の需要は高くなる. (中略)ただ, これらは, 職業教育と異なって, 基本的に自費で賄われることを原則とし, 市場モデルで処理される方向にある.」(上杉孝實「第1章 生涯学習計画と国の政策」上杉孝實・前平泰志編著『生涯学習と計画』松籟社, 1999年, 23頁. ()は引用者)
- 9) R. フィールドハウスの指摘. パオロ・フェデリーギ編, 前掲事典, 38頁.